

かゆいところに手が届く!

マイナンバーカードの活用事例について

調査部研究員 大神田 ひとみ (立川市派遣)

1. はじめに

みなさんはマイナンバーカードについてどのくらいご存じでしょうか。仕事で取り扱っている方、詳しいことはわからないと思っている方、自分で所持している方、など様々だと思います。

政府は、2019年6月4日に開催したデジタル・ガバメント閣僚会議において、地方公務員等に対して本年度中にマイナンバーカードを取得するよう推進することとしました。また、「プレミアム自治体ポイント事業」や「マイナンバーカードの健康保険証利用」等が始まることも発表され、改めて世間の注目も集まりつつあります。今回は、基礎自治体がマイナンバーカードを活用し、住民サービスの向上や職員の業務効率化につなげた事例を紹介します。

2. マイナンバーカードとは

マイナンバーカードは、カードの表面に「本人の顔写真と氏名、住所、生年月日、性別」、裏面に「マイナンバー（12桁の個人番号）」が記載されたプラスチック製のカードで、「ICチップ」が搭載されています。マイナンバーカード1枚でマイナンバーの確認と本人確認を行うことができ、写真入りの身分証明書としても広く利用することができます。

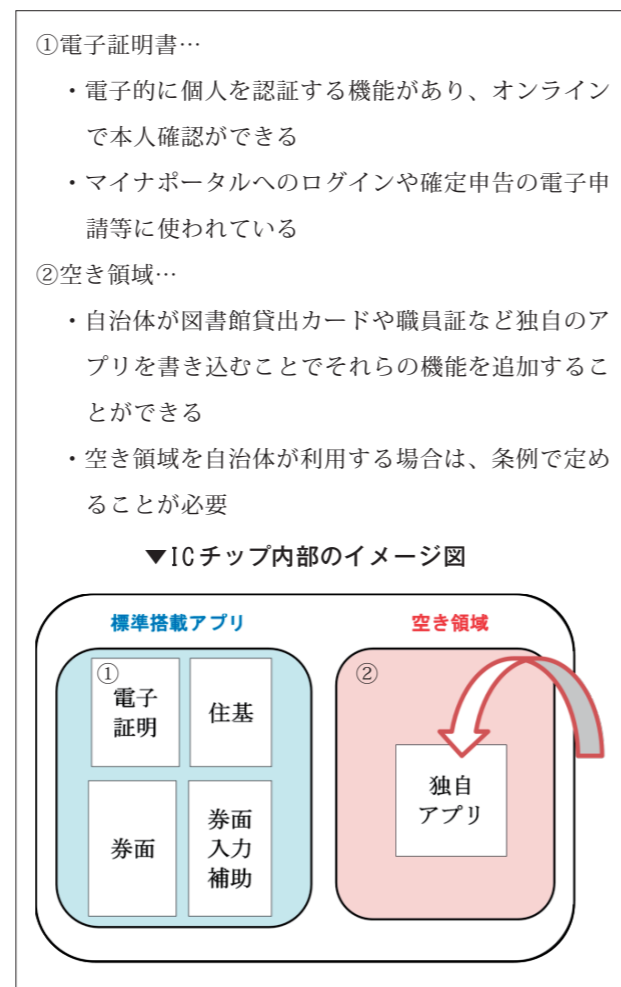
3. マイナンバーカード活用の仕組み

マイナンバーカードを自治体の業務に活用する場合は、「ICチップ」部分を利用します。

マイナンバーカードの中の「マイナンバー」部分は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」により利用は社会保障・税・災害対策分野の事務手続に制限されています。

一方、ICチップに標準搭載されている「①電子証明書」等や、それ以外の部分である「②空き領域」については、図表1のように自治体や民間で活用することが可能とされています。

▼図表1 ICチップ部分の活用について



筆者作成

4. 活用事例の紹介

(1) 窓口手続きの簡略化

各種申請書の記載省略にマイナンバーカードを活用している自治体があります。

新潟県三条市では、独自アプリにより、窓口でカードを提示することで、住民票などの申請書の記載を省略できます。三条市での活用は、

このサービスも含め、多くが空き領域にアプリを書き込む方法を採用しており、カード発行時に希望するアプリをまとめて書き込むことでサービスを受けやすくしています。

▼証明書発行支援画面



<出典>三条市HPより
<https://www.city.sanjo.niigata.jp/soshiki/somubu/johokanrika/service/4656.html>
 (2019年12月20日確認)

また、兵庫県姫路市では、住民課窓口の前に設置している機器にカードをセットすると、ICチップに標準搭載されている券面情報（名前や

▼申請書等自動作成機



<出典>姫路市提供

住所等)を利用して、転出入や証明書発行の申請書を自動作成することができます。

(2) 選挙の投票所入場受付

三条市では、投票所入場受付にも独自アプリを利用しており、マイナンバーカードを読み取ることで投票用紙を交付しています。カードには顔写真もついているので、同時に本人確認を行うこともできます。期日前投票では、宣誓書がシステムで出力できるため、待ち時間の短縮につながり、利用した方には好評だったようです。

(3) 図書館利用

マイナンバーカードを図書館の貸出カードとして活用している自治体もあります。ICチップの空き領域に貸出カード機能を書き込み、利

用するという仕組みが一般的です。

一方、姫路市では、電子証明書の発行番号(シリアル番号)と図書館利用者情報を図書館システム内で結びつけることによって本の貸出を行うという仕組みを採用しています。この方式は、利用を開始する際にICチップの空き領域への書き込みがいらないため、図書館で簡単な利用申請を行うだけで、利用者も職員も手間をかけずにサービスを利用することができます。また、条例制定も不要で、図書館システムの更新に合わせて機能を追加したため、導入に係る経費や職員の負担軽減に寄与できました。

(1)～(3)以外にも、避難所の入退所受付や地域通貨、職員の出勤管理などに活用している自治体もあります。

姫路市では、図書館と同じ仕組み(電子証明書の利用)で姫路城無料入城イベント等の実証実験を行いました。その結果、事前にマイナンバーカードを用いて電子申請を行い、当日もカードを持参してもらうことにより、申請受付にかかる業務負担の軽減や当日の本人確認の時間短縮に活用できることがわかりました。今後は、この成果を活かし、オンライン手続きポータルサイトを利用した健康診断の申込み受付業務等に活用を広げていきたいと考え、検討を進めています。

5. おわりに

今回紹介した事例から、マイナンバーカードの活用は、日常業務のいろいろな場面で、住民サービスの向上や職員の業務効率化につながる1つの手段になりうるということがわかります。

行政サービスは電子化の方向に進んでおり、電子申請受付など、自治体業務の中でマイナンバーカードを活用する場面が増えることが予測されます。現時点では普及率等の問題もありますが、マイナンバーカードについて、知識を深め、活用事例を知ること、今後の業務におけるヒントにいただけたら幸いです。